

幡多信用金庫の取組内容

1 計画期間

平成31年2月11日～令和4年3月31日(3期目)

2 行動計画の目標

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする
男性職員：1名以上取得すること
女性職員：取得率90%以上にすること

3 取組の結果

育児休業等を取得した男性労働者 2人 (※)
配偶者が出産した男性労働者 21人 育児休業等をした者の割合 9.5%

計画期間において出産した女性労働者、育児休業等をした女性労働者数及びその割合
出産した女性労働者数 6人 育児休業等をした女性労働者数 6人
育児休業等をした者の割合 100%

4 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

実施している措置(3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるもの)
・ 所定外労働の制限
・ 短時間勤務制度

5 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

- ア 所定外労働の削減のための措置
週に1日、ノー残業デーを実施している
- イ 年次有給休暇の促進のための措置
年に1度、職員、配偶者及び子供(中学校就学前の子が対象)のそれぞれの誕生日において、バースデー休暇を実施している

(※)計画期間の開始前3年以内の日から計画期間の末日までの取得状況。(労働者数300人以下の特例)